

# 株 式 評 価 検 討 表

会 社 名 : 株式会社 ABC 殿

評価(課税)時期 : 平成18年12月31日

作成日 : 平成19年 6月 7日

松葉税理士事務所

# エキスパートチェック報告書

会社名：株式会社 ABC 様

平成19年 6月 7日

評価明細書の名称	税法エキスパートチェック
1. 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書(第3表)	(1)年平均配当金額 年平均配当金額の計算結果が2円50銭未満のため、2円50銭としています。
2. 類似業種比準価額等の計算明細書(第4表)	(1)1株(50円)当たりの年利益金額 「直前期の利益金額」による評価額が、「直前期と直前々期の平均利益金額」による評価額より低いため、「直前期の利益金額」により計算しています。

# 1株当たりの株式評価額確認表

会社名：株式会社 ABC

平成19年 6月 7日

会社の区分		1株当たりの評価額	原則的評価方式等		配当還元方式
			株式の取得者と同族関係者の議決権割合		
			50%超の場合	50%以下の場合	
一般の 評価 会社	大会社	株式の価額			円
		株式に関する権利の価額			
	中会社	株式の価額	円 153,571	円 145,552	25,000
		株式に関する権利の価額			
	小会社	株式の価額			
		株式に関する権利の価額			
特定 の 評価 会社	比準要素数 1の会社	株式の価額			
		株式に関する権利の価額			
	株式保有 特定会社	株式の価額			
		株式に関する権利の価額			
	土地保有 特定会社	株式の価額			
		株式に関する権利の価額			
	開業後3年 未満の会社等	株式の価額			
		株式に関する権利の価額			
	開業前又は 休業中の会社	株式の価額			円
		株式に関する権利の価額			

- (注) 1. 「原則的評価方式等」は、「同族株主等」に適用される評価方式です。  
 また、株式の取得者とその同族関係者の議決権割合が、50%以下である場合には、「1株当たりの純資産価額」に80%を乗じた金額に基づき、計算します。
2. 「配当還元方式」は、「同族株主以外の株主等」に適用される評価方式です。
3. 当システムは、平成18年 8月20日現在の「相続税法」、「財産評価基本通達」に基づいております。

# 株式評価額計算検討表(原則的評価方式等)

- 同族株主等の議決権割合が50%超の場合 -

会社名:株式会社 ABC

1 / 2 ページ  
平成19年 6月 7日

## 1. 原則的評価方式等

(1) 原則的評価方式等は、同族株主等に適用される評価方式です。(株式に関する権利は、権利の基となった株式1株当たりの価額です。)

株式の評価額	153,571円	株式に関する権利の評価額	円 銭
--------	----------	--------------	-----

(2) 原則的評価方式等による評価計算は、会社の規模及び特定の評価会社の判定結果が、重要な影響を及ぼします。

会社の規模の判定結果	中会社
特定の評価会社の判定結果	一般の評価会社

## 2. 会社の規模の判定

判定要素	業種	卸売業、小売・サービス業以外	直前期末の総資産価額(帳簿価額)	530,066千円	
	直前期末以前1年間の従業員数	人	直前期末以前1年間の取引金額	919,480千円	
判定基準	(1)直前期末以前1年間の従業員数	100人以上の会社	大会社		
		100人未満の会社	次の(2)及び(3)により判定し、上位の会社規模となります。		
	卸売業、小売・サービス業以外	(2)総資産価額及び従業員数	(3)取引金額	会社規模とLの割合(中会社)	
		10億円以上(50人以下を除く)	20億円以上	大会社	
		7億円以上10億円未満(50人以下を除く)	14億円以上20億円未満	0.90	中会社
		4億円以上7億円未満(30人以下を除く)	7億円以上14億円未満	0.75	
		5,000万円以上4億円未満(5人以下を除く)	8,000万円以上7億円未満	0.60	
	5,000万円未満又は5人以下	8,000万円未満	小会社		
判定結果	中会社 (Lの割合: 0.75)				

## 3. 特定の評価会社の判定

特定の評価会社	判定要素			判定基準		判定
比準要素数1の会社	第4表の金額	(1)直前期末	(2)直前々期末	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0でない		非該当
	年配当金額	円 銭	1円20銭			
	年利益金額	28円	59円			
	純資産価額	180円	164円			
株式保有特定会社	総資産価額	株式及び出資の価額	株式保有割合	会社の規模	中会社	非該当
	524,752千円	10千円	0%	割合	50%未満	
土地保有特定会社	総資産価額	土地等の価額	土地保有割合	総資産価額(帳簿価額)		非該当
	524,752千円	66,549千円	12%	割合	90%未満	
開業後の会社等	(1)開業後3年未満の会社	開業年月日		課税時期において開業後3年未満でない		非該当
		平成14年 6月 3日				
開業後3年未満	(2)比準要素数0の会社	「比準要素数1の会社」の「(1)直前期末」の判定要素		直前期末を基とした判定要素がいずれも0でない		非該当
開業前・休業中の会社	開業前の会社	非該当	休業中の会社	非該当	清算中の会社	非該当
判定結果	一般の評価会社					

# 株式評価額計算検討表(原則的評価方式等)

- 同族株主等の議決権割合が50%超の場合 -

2 / 2 ページ

平成19年 6月 7日

会社名：株式会社 ABC

## 4. 1株当たりの株式の価額

1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額	1株当たりの純資産価額	1株当たりの純資産価額の80%相当額
		151,300円	160,386円	円
判定	区分	1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額
一般の 評価 会社	大会社	類似業種比準価額 と 純資産価額 との低い方の金額 円 円		円
	中会社	(類似業種比準価額 × Lの割合) + (純資産価額 × (1 - Lの割合)) <small>(純資産価額の方が低い場合は、純資産価額)</small> (151,300円 × 0.75) + (160,386円 × (1 - 0.75))		153,571円
	小会社	純資産価額(円) と 次の算式の金額 との低い方の金額 (類似業種比準価額 × 0.50) + (純資産価額 × 0.50) (円 × 0.50) + (円 × 0.50)		円
	特定要素数1の会社	純資産価額(円) と 次の算式の金額 との低い方の金額 (類似業種比準価額 × 0.25) + (純資産価額 × 0.75) (円 × 0.25) + (円 × 0.75)		円
評価 会社	株式保有 特定会社	純資産価額 と S1 + S2の金額 との低い方の金額 円 円		円
	土地保有 特定会社	純資産価額 円		円
	開業後3 年未満の 会社等	純資産価額 円		円
	開業前又 は休業中 の会社	純資産価額 円		円
株額 式の 修正 の修 価正	配当期待権が ある場合	株式の価額 1株当たりの配当金額 (円 - 円 銭)		円
	新株引受権等 がある場合	株式の価額 新株式の払込金額 新株式の割当数 新株式の割当数等 (円 + 円 × 株) ÷ (1株 + 株)		円

## 5. 株式に関する権利の価額

権利の種類	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)	円 銭
新株引受権 (新株1株当たりの価額)	株式の価額 新株式1株当たりの払込金額 円 - 円	円
株式の引受け による権利 (新株1株当たりの価額)	株式の価額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)	円
新株無償交付期待権 (新株1株当たりの価額)	株式の価額	円

(注) 当システムは、平成18年8月20日現在の「相続税法」、「財産評価基本通達」に基づいております。

# 株式評価額計算検討表(原則的評価方式等)

- 同族株主等の議決権割合が50%以下の場合 -

1 / 2 ページ

平成19年 6月 7日

会社名:株式会社 ABC

## 1. 原則的評価方式等

(1) 原則的評価方式等は、同族株主等に適用される評価方式です。(株式に関する権利は、権利の基となった株式1株当たりの価額です。)

株式の評価額	145,552円	株式に関する権利の評価額	円 銭
--------	----------	--------------	-----

(2) 原則的評価方式等による評価計算は、会社の規模及び特定の評価会社の判定結果が、重要な影響を及ぼします。

会社の規模の判定結果	中会社
特定の評価会社の判定結果	一般の評価会社

## 2. 会社の規模の判定

判定要素	業種	卸売業、小売・サービス業以外	直前期末の総資産価額(帳簿価額)	530,066千円	
	直前期末以前1年間の従業員数	人	直前期末以前1年間の取引金額	919,480千円	
判定基準	(1)直前期末以前1年間の従業員数	100人以上の会社	大会社		
		100人未満の会社	次の(2)及び(3)により判定し、上位の会社規模となります。		
	卸売業・小売・サービス業以外	(2)総資産価額及び従業員数	(3)取引金額	会社規模とLの割合(中会社)	
		10億円以上(50人以下を除く)	20億円以上	大会社	
		7億円以上10億円未満(50人以下を除く)	14億円以上20億円未満	0.90	中会社
		4億円以上7億円未満(30人以下を除く)	7億円以上14億円未満	0.75	
5,000万円以上4億円未満(5人以下を除く)		8,000万円以上7億円未満	0.60		
	5,000万円未満又は5人以下	8,000万円未満	小会社		
判定結果	中会社 (Lの割合:0.75)				

## 3. 特定の評価会社の判定

特定の評価会社	判定要素			判定基準		判定
比準要素数1の会社	第4表の金額	(1)直前期末	(2)直前々期末	(1)欄のいずれか2の判定要素が0であり、かつ、(2)欄のいずれか2以上の判定要素が0でない		非該当
	年配当金額	円 銭	1円20銭			
	年利益金額	28円	59円			
	純資産価額	180円	164円			
株式保有特定会社	総資産価額	株式及び出資の価額	株式保有割合	会社の規模	中会社	非該当
	524,752千円	10千円	0%	割合	50%未満	
土地保有特定会社	総資産価額	土地等の価額	土地保有割合	総資産価額(帳簿価額)		非該当
	524,752千円	66,549千円	12%	割合	90%未満	
開業後3年未満の会社等	(1)開業後3年未満の会社	開業年月日		課税時期において開業後3年未満でない		非該当
		平成14年 6月 3日				
	(2)比準要素数0の会社	「比準要素数1の会社」の「(1)直前期末」の判定要素		直前期末を基とした判定要素がいずれも0でない		非該当
開業前・休業中の会社	開業前の会社	非該当	休業中の会社	非該当	清算中の会社	非該当
判定結果	一般の評価会社					

# 株式評価額計算検討表(原則的評価方式等)

- 同族株主等の議決権割合が50%以下の場合 -

会社名：株式会社 ABC

2 / 2 ページ  
平成19年 6月 7日

## 4. 1株当たりの株式の価額

1株当たりの価額の計算の基となる金額		類似業種比準価額	1株当たりの純資産価額	1株当たりの純資産価額の80%相当額
		151,300円	160,386円	128,308円
判定	区分	1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額
一般の 評価 会社	大会社	類似業種比準価額 と 純資産価額 との低い方の金額 円 円		円
	中会社	(類似業種比準価額 × Lの割合) + (純資産価額 × (1 - Lの割合)) <small>(純資産価額の方が低い場合は、純資産価額)</small> (151,300円 × 0.75) + (128,308円 × (1 - 0.75))		145,552円
	小会社	純資産価額(円) と 次の算式の金額 との低い方の金額 (類似業種比準価額 × 0.50) + (純資産価額 × 0.50) (円 × 0.50) + (円 × 0.50)		円
	特定要素数1の会社	純資産価額(円) と 次の算式の金額 との低い方の金額 (類似業種比準価額 × 0.25) + (純資産価額 × 0.75) (円 × 0.25) + (円 × 0.75)		円
評価 会社	株式保有特定会社	純資産価額 と S1 + S2の金額 との低い方の金額 円 円		円
	土地保有特定会社	純資産価額 円		円
	開業後3年未満の会社等	純資産価額 円		円
	開業前又は休業中の会社	純資産価額 円		円
株式の 修正 価額	配当期待権がある場合	株式の価額 1株当たりの配当金額 (円 - 円 銭)		円
	新株引受権等がある場合	株式の価額 新株式の払込金額 新株式の割当数 新株式の割当数等 (円 + 円 × 株) ÷ (1株 + 株)		円

## 5. 株式に関する権利の価額

権利の種類	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
配当期待権	1株当たりの予想配当金額 源泉徴収されるべき所得税相当額 (円 銭) - (円 銭)	円 銭
新株引受権 (新株式1株当たりの価額)	株式の価額 新株式1株当たりの払込金額 円 - 円	円
株式の引受けによる権利 (新株式1株当たりの価額)	株式の価額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)	円
新株無償交付期待権 (新株式1株当たりの価額)	株式の価額	円

(注) 当システムは、平成18年8月20日現在の「相続税法」、「財産評価基本通達」に基づいております。

# 株式評価額計算検討表(配当還元方式)

会社名：株式会社 ABC

平成19年 6月 7日

## 1. 配当還元方式

配当還元方式は、同族株主以外の株主等に適用される評価方式です。(株式に関する権利は、権利の基となった株式1株当たりの価額です。)

株式の評価額	25,000円	株式に関する権利の評価額	円 銭
--------	---------	--------------	-----

## 2. 1株当たりの株式の価額

### (1) 1株当たりの資本金の額、発行済株式数等

直前期末の資本金額	直前期末の発行済株式数	1株当たりの資本金を50円とした場合の発行済株式数	1株当たりの資本金の額
20,000千円	400株	400,000株	50,000円

### (2) 直前期末以前2年間の配当金額

事業年度	年配当金額	非経常的な配当金額	差引経常的な年配当金額	年平均配当金額
直前期	千円	千円	千円	千円
直前々期	千円	千円	千円	

### (3) 1株(50円)当たりの年配当金額

1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額
年平均配当金額 千円	1株当たりの資本金を50円とした場合の発行済株式数 400,000株	2円50銭
÷		

(注) 1株(50円)当たりの年平均配当金額は、2円50銭未満の場合(無配の場合を含む。)2円50銭となります。

### (4) 配当還元価額

1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額
1株(50円)当たりの年平均配当金額 2円50銭	1株当たりの資本金の額 50,000円	25,000円
×		

(注) 配当還元方式による株式評価額が、原則的評価方式等による株式評価額を超える場合には、原則的評価方式等により計算した金額が1株当たりの株式評価額となります。

## 3. 株式に関する権利の価額

権利の種類	1株当たりの価額の算定方法	1株当たりの価額
配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭) - (円 銭) 源泉徴収されるべき所得税相当額	円 銭
新株引受権 (新株式1株当たりの価額)	株式の価額 円 - 新株式1株当たりの払込金額 円	円
株式の引受けによる権利 (新株式1株当たりの価額)	株式の価額(課税時期後にその株式の引受けにつき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)	円
新株無償交付期待権 (新株式1株当たりの価額)	株式の価額	円

(注) 当システムは、平成18年 8月20日現在の「相続税法」、「財産評価基本通達」に基づいております。



# 所有株式評価額一覧表

会社名：株式会社 ABC

平成19年 6月 7日

行	株主の氏名又は名称	所有株式数	1株当たりの 株式評価額	所有株式の評価額	評価方式
1	評価刷造	株 210	円 145,552	円 30,565,920	原則的評価方式等
2	評価 花子	80	25,000	2,000,000	配当還元方式
3	評価太郎	80	25,000	2,000,000	配当還元方式
4	評価三郎	30	25,000	750,000	配当還元方式
5	評価二郎	30	25,000	750,000	配当還元方式
6	評価花実	30	25,000	750,000	配当還元方式
	合 計	460		36,815,920	

(注) 当システムは、平成18年 8月20日現在の「相続税法」、「財産評価基本通達」に基づいております。